

要保護世帯（ひとり親家庭、在宅障がい児（者）がいる世帯等）

利用児童の属する世帯の階層区分			福岡市保育料額(月額)		
階層区分	区分（税額）		第1子		第2子以降
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間
C1	前年度市町村民税（9月以降は当該年度分市町村民税）の額の区分が次の区分に該当する 要保護世帯	市町村民税のうち所得割非課税世帯	6,600	6,500	0
C2		市町村民税のうち所得割 48,600円未満	8,000	7,900	0
D1		48,600円～ 61,000円未満	9,000	9,000	0
D2		61,000円～ 73,000円未満	9,000	9,000	0
D3		73,000円～ 77,101円未満	9,000	9,000	0

注1 要保護世帯で市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯については、上記別表に記載されている区分（税額）に応じて第1子の保育料を決定し、第2子以降の保育料は0円です。

注2 「ひとり親家庭、在宅障がい児（者）がいる世帯等」とは、次に掲げる世帯を言います。

- ① 「ひとり親家庭」…母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を養育している者の世帯
- ② 「在宅障がい児（者）がいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ウ. 本市の発行する療育手帳の交付を受けた者
 - エ. 特別児童扶養手当の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
 - オ. 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者